

## 映画「オレンジ・ランプ」無料上映会開催

☎ 福祉こども課 ☎ 62-2210



認知症の正しい理解を！

鏡石町・天栄村認知症初期集中支援チームでは、認知症の普及啓発を目的とした、映画「オレンジ・ランプ」の無料上映会を開催します。

この映画は、若年性アルツハイマー型認知症の主人公やその家族が、悩み葛藤しながらも生活の中で工夫したり、周囲の理解を得たりしながら、本人らしい暮らしを始める過程を描いたものです。認知症ご本人には希望と勇気を、そのご家族には気付きを与えてくれる作品です。また、認知症に直面していない人にとっても、「自分ごと」として考え、認知症に対する誤解や思いこみを解くきっかけを与えるストーリーとなっています。

映画上映にあわせて、当日は認知症に関する講演会・相談会についても開催します。ぜひ、福祉こども課までお申し込みください。



- 日時 2月17日(土) 13時30分～(2時間程度)
- 対象者 鏡石町民・天栄村民
- 定員 200名
- 場所 鏡石町健康福祉センター 多目的室
- 申込期限 2月2日(金) ※作品の詳しい内容についてはこちら⇒



## 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。

空き家は放置せず、「仕舞う」・「活かす」で住みよい街に。

除却 活用

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

\\ 空き家発生! //



**管理不全空家**  
窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。



**特定空家**  
そのまま放置すると倒壊等の恐れがある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家の対処に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。

🔍 空き家対策 国土交通省



## 鏡石町内に“空き家”をお持ちの方へ 鏡石町空き家バンクとは…



空き家情報募集中!

鏡石町内にある空き家の売却や賃貸を希望する物件所有者から、物件の情報を町に登録していただき、町ホームページ等へ掲載して利用を希望する方へ情報を提供する制度です。

※詳しい内容については、町HPよりご覧ください。



●問い合わせ先 企画財政課 ☎ 62-2117

## 固定資産税の各種届出について

☎ 税務町民課 ☎ 62-2114

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方に賦課される税金です。次のような方は2月29日(木)までにお申し出ください。内容によって、別途書類の追加提出が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

### 【令和5年中に建物を解体した方】

●家屋滅失届  
未登記の家屋(住宅、倉庫、作業場等)を12月31日までに取り壊した場合

### 【固定資産の所有者が亡くなられたご家族の方】

●相続人代表者届  
亡くなられた方の所有していた固定資産の相続登記が12月31日までに完了していない場合

●家屋課税名義人変更届  
未登記家屋について令和6年以降の課税名義人を変更する場合

### 【令和5年中に太陽光発電設備(パネル等)を設置した土地の所有者の方】

売電を目的として太陽光パネル等を設置した土地の所有者の方については、令和6年度の土地評価額に変更(自家用発電設備は除く)が生じますので、設備を設置したことが分かる書類をお持ちください。

### 【償却資産の申告を忘れずに】

農業や工場、商店、賃貸業などの事業を営んでいる個人や会社の方が、その事業のために所有している事業用資産を償却資産といい、土地・家屋と同様に固定資産の課税対象となります。

1月1日現在で鏡石町内に償却資産を所有している方は、1月31日(水)までに償却資産申告書を提出してください。廃業等ですべての資産がなくなった場合も申告が必要です。

申告用紙が必要な方や不明な点がある場合は、お問合せください。



## 「男の料理教室」開催

☎ 花みずき会 会長 稲田 ☎ 62-3702

今回は、開催日が節分ということで、恵方巻を作ります。

町内在住または町内に勤務されている60歳以上の男性(先着10名)の参加をお待ちしています。

年が開けて最初の開催となります。ぜひ、ご参加ください。

- 日時 2月3日(土)9時～
- 場所 町健康福祉センター
- 会費 500円
- 持参物 マスク、エプロン、バンダナまたは三角巾



## 「医療費のお知らせ」(医療費通知)の送付について

☎ 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 024-528-9025

福島県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に医療費や健康に対する関心を深めていただくために、受診された医療機関からの請求書に基づき作成した、毎年1回「医療費のお知らせ」を送付しています。

お手元に医療費のお知らせが届きましたら、内容をご確認のうえ、ご不明な点や誤りがあった際には、福島県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

- 対象 令和5年1月～12月の間に、保険診療を受けた福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者
- 内容 受診年月、医療機関等名称、診療区分、医療費(10割)総額、自己負担相当額等
- 通知時期 令和6年2月下旬から順次発送

- ※医療費のお知らせを受け取ったことによって発生する手続きはありません。
- ※医療費のお知らせは、原則再発行しませんので、無くさないように大切に保管してください。
- ※確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いいたします。
- ※医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署などにお問合せください。

## 統計調査員を募集しています

☎ 鏡石町統計調査員協議会 (事務局：町総務課) ☎ 62-2111

鏡石町統計調査員協議会では、統計に関して理解と熱意を持って、国が実施する統計調査の業務に従事して下さる方を広く募集しています。

統計調査員は、国勢調査や経済センサス、工業統計調査など、各種統計調査が実施されるごとに、国または県から統計調査員として任命され、調査票の配布や回収、回収した調査票の点検、整理などの業務に従事していただくこととなります。調査業務終了後は内容に応じて調査員報酬が支払われます。

町の統計調査員となられた方には、国や県からの調査員募集について優先的にご案内しますが、統計調査への従事は強制ではありませんので、可能な範囲でご協力いただければ結構です。

町統計調査員協議会への入会をご希望の方は、担当職員による簡単な面接や統計調査業務についての説明を行いますので、お気軽に町総務課までご連絡ください。

- 募集対象 鏡石町内在住の概ね25歳～60歳の方で、統計調査に理解と関心のある方